

2009年11月

結論の根拠

公開草案 ED/2009/12

金融商品： 償却原価及び減損

コメント募集期限：2010年6月30日

ASBJ 

 FASF



International
Accounting Standards
Committee Foundation®

公開草案

金融商品：償却原価及び減損

の結論の根拠

コメント募集期限：2010年6月30日

ED/2009/12

This Basis for Conclusions accompanies the proposed International Financial Reporting Standard (IFRS) set out in the exposure draft *Financial Instruments: Amortised Cost and Impairment* (see separate booklet). Comments on the draft IFRS and its accompanying documents should be submitted in writing so as to be received by **30 June 2010**. Respondents are asked to send their comments electronically to the IASB website (www.iasb.org), using the 'Open to Comment' page.

All responses will be put on the public record unless the respondent requests confidentiality. However, such requests will not normally be granted unless supported by good reason, such as commercial confidence.

The International Accounting Standards Board (IASB), the International Accounting Standards Committee Foundation (IASCF), the authors and the publishers do not accept responsibility for loss caused to any person who acts or refrains from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

Copyright© 2009 IASCF®

All rights reserved. Copies of the draft IFRS and its accompanying documents may be made for the purpose of preparing comments to be submitted to the IASB, provided such copies are for personal or intra-organisational use only and are not sold or disseminated and provided each copy acknowledges the IASCF's copyright and sets out the IASB's address in full. Otherwise, no part of this publication may be translated, reprinted or reproduced or utilised in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IASCF.

This Japanese translation of the IASB's draft IFRS and its accompanying documents contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IASCF. The Japanese translation is copyright of the IASCF.



The IASB logo/the IASCF logo/'Hexagon Device', the IASC Foundation Education logo, 'IASC Foundation', 'eIFRS', 'IAS', 'IASB', 'IASC', 'IASCF', 'IASs', 'IFRIC', 'IFRS', 'IFRSs', 'International Accounting Standards', 'International Financial Reporting Standards' and 'SIC' are Trade Marks of the IASCF.

Additional copies of this publication may be obtained from:

**IASC Foundation Publications Department,
1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.**

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: publications@iasb.org Web: www.iasb.org

Email: publications@iasb.org Web: www.iasb.org

公開草案

金融商品：償却原価及び減損

の結論の根拠

コメント募集期限：2010年6月30日

ED/2009/12

本結論の根拠は、公開草案「金融商品：償却原価及び減損」（別の冊子参照）で提案されている国際財務報告基準（IFRS）（案）に付属するものである。本 IFRS（案）及び付属文書に対するコメントは、**2010年6月30日**までに届くよう、文書で提出されなければならない。回答者は、IASB のウェブサイト（www.iasb.org）に、「コメントの募集」のページから電子的にコメントを提出するよう求められる。

すべての回答は回答者が守秘を要求しない限り公開の記録として取り扱われる。しかしながら、そのような要求は商業的な守秘事項などの正当な理由がない限り、通常は認められない。

IASB、国際会計基準委員会財団（IASCF）、著者及び出版社は、本出版物の内容を信頼して行為を行う、或いは行為を控える人に対して生じる損失については、たとえそれが過失などによるものであっても、当該損失に責任を負うものではない。

コピーライト © 2009 国際会計基準委員会財団（IASCF）®

すべての権利は保護されている。本 IFRS（案）及び付属文書のコピーは、そのコピーが個人的又は組織内部だけの使用で、販売もしくは配布されることがなく、また、それぞれのコピーが IASCF の著作権であることを識別でき、かつ、IASB のアドレスを完全に表示している場合に限って、IASB へ提出されるコメントを作成する目的で作成可能である。そうでない場合、本出版物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法（現在知られているものも今後発明されるもの）であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IASCF による書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

本出版物に含まれている IASB の本 IFRS（案）及び付属文書の日本語訳は、国際会計基準委員会財団（IASCF）の著作物である。日本語訳は、IASCF が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。



IASB 及び IASCF のロゴである ‘Hexagon Device’、IASCF 財団教育ロゴである ‘IASC Foundation’、‘eIFRS’、‘IAS’、‘IASB’、‘IASC’、‘IASCF’、‘IASs’、‘IFRIC’、‘IFRS’、‘IFRSs’、‘国際会計基準’、‘国際財務報告基準’ 及び ‘SIC’ は IASCF の商標である。

本出版物の追加のコピーは、IASCF 財団から入手できる。

Publications Department、 1st Floor、 30 Cannon Street、 London EC4M 6XH、 United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: publications@iasb.org Web: www.iasb.org

目 次

	項
公開草案「金融商品：償却原価及び減損」に関する結論の根拠	
イントロダクション	BC1-BC6
提 案	BC7-BC79
範 囲	BC7-BC8
減損モデル	BC9-BC41
発生損失モデルに対する批判	BC10-BC14
公正価値に基づく減損	BC15-BC21
景気循環アプローチ	BC22-BC24
提案されているアプローチ	BC25-BC41
償却原価による事後測定	BC42-BC48
償却原価測定のための目的	BC45
測定原則	BC46-BC48
表 示	BC49-BC51
開 示	BC52-BC64
引当金勘定	BC54-BC56
見積り及び見積りの変更	BC57-BC59
ストレス・テスト	BC60
金融資産の信用の質	BC61
組成及び満期（ビンテージ）情報	BC62-BC64
発効日及び経過規定	BC65-BC77
発効日	BC65-BC67
経過規定	BC68-BC77
他の IFRS の改訂	BC78-BC79
代替的見解	

公開草案「金融商品：償却原価及び減損」に関する結論の根拠

本結論の根拠は、本 IFRS の公開草案に付随するが、その一部を構成するものではない。

イントロダクション

- BC1 本結論の根拠は、公開草案「金融商品：償却原価及び減損」の提案を策定する上での国際会計基準審議会の検討事項をまとめている。議論での重点の置き方は、各審議会メンバーにより異なるものであった。
- BC2 当審議会は、金融商品の会計規定を改善する必要性を認識していた。世界的な金融危機により、また、金融商品の会計処理を改善し、財務諸表の利用者が財務報告情報を理解しやすくすることが急務であるという点を踏まえ、当審議会は IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を幾つかのフェーズに分けて置き換えることを提案している。そうしたアプローチを進めるにあたり、当審議会は本プロジェクトと他のプロジェクト、特に保険契約に関するプロジェクトのフェーズ II との時期の違いにより生じる可能性のある問題点があることを認識した。
- BC3 2009 年 7 月、当審議会は IAS 第 39 号を置き換えるプロジェクトの第 1 フェーズの一環として公開草案「金融商品：分類及び測定」を公表した。当該公開草案では、IAS 第 39 号の分類カテゴリーを、公正価値と償却原価という 2 つの主要測定カテゴリーに置き換えることを提案した。したがって、償却原価で測定される金融資産については、単一の減損モデルが適用されることになった。そうした分類及び測定に関する提案に対して寄せられたコメントや、公表以降の当審議会での再審議を踏まえ、本公開草案「金融商品：償却原価及び減損」では、償却原価カテゴリーについて新しい減損モデルを提案している。当審議会は、世界的な金融危機により、IAS 第 39 号の発生損失モデルには重大な欠点があったことが明らかになったということに留意した。
- BC4 本公開草案では、金融資産の減損だけでなく、償却原価測定全体についての規定を提案している。
- BC5 当審議会は、本公開草案で行っている提案から IFRS を開発する予定である。当審議会は、2010 年に IFRS を公表する予定にしておき、当該 IFRS の早期適用は認められることになる。しかし当審議会は、公表から約 3 年の間は、当該 IFRS を強制適用にはしない予定にしている。
- BC6 また、当審議会は、金融商品に関する規定について、IFRS と米国会計基準との間でコンバージェンスを達成するつもりである。IFRS と米国会計基準の減損モデル

には、細かな違いが幾つもあり、現行の規定に基づいてコンバージェンスを達成することは不可能である。当審議会は、米国財務会計基準審議会（FASB）が公表するであろう提案について、本公開草案に含まれる提案と異なる点に関してコメントを公表することを検討する予定である。

提 案

範 囲

- BC7 当審議会は、IAS 第 39 号の適用範囲についてはまだ再検討していない。IAS 第 39 号の適用範囲及び他の基準との相互関係が、適用上及び解釈上の論点をもたらしてきた。しかし、IAS 第 39 号一分類及び測定一を置き換えるプロジェクトの第 1 フェーズに照らして、当審議会は IAS 第 39 号の適用範囲についてはプロジェクトの後のフェーズで取り扱うことを決定した。当審議会は、世界的な金融危機の間、IAS 第 39 号の適用範囲が懸念事項として浮上していなかったことに留意した。
- BC8 このため、分類及び測定に関する提案と同様、本公開草案では IAS 第 39 号の適用範囲を参照して組み込んでいるが、その範囲は償却原価で測定される金融商品に限定される。

減損モデル

- BC9 2008 年 3 月に公表された、ディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」では、減損損失をどの時点で認識すべきか、そして減損損失の金額をどのように測定すべきかという点も含め、公正価値で測定されない金融商品をどのように測定すべきかに関してコメントを求めた。コメント提供者の見解は、予想損失モデルが好ましいというものから、発生損失モデルを修正するというものや IAS 第 39 号の現行の規定を維持するというものまで多岐にわたった。

発生損失モデルに対する批判

- BC10 IAS 第 39 号に定められる発生損失モデルは、実効金利を算定するにあたり信用損失の見積りを含めることを禁止している。その代わりに、金融資産の当初認識後に発生した損失事象の結果として減損の客観的な証拠が生じ、かつ当該損失事象の将来キャッシュ・フローに与える影響が信頼性をもって見積ることができる場合にのみ、信用損失を認識する。
- BC11 この発生損失減損アプローチは、以下などの多くの理由から批判されている。
- (a) 予想損失は資産の当初測定時には内在するものの、事後測定で使われる実効金利の算定時には考慮に入れられないという点でこのアプローチは基準内で

整合していない。これにより、損失事象の発生前の期間において、利息収益は構造的に、過大計上されることになる。実質的に、事後的な減損損失の一部は、それまでの期間における不適切な収益認識の戻入れである。

- (b) 発生損失は予想損失より遅れるため、これにより情報の欠損が生じることになる。信用リスクの変動は、減損損失を認識する前に越えなければならないハードルがあるため認識されないことになる。このことにより、金融資産に関連する予想キャッシュ・フローとは整合していない信用損失の認識が遅延するという構造的なバイアスが生みだされることになる。発生損失モデルでは、一度、認識規準が満たされると、金融資産の当初認識後に最初から予想されていた（が認識されていなかった）信用損失を一部反映した減損損失が認識されるという「急激な影響 (cliff effect)」が生じる。
- (c) 発生損失モデルは、企業が貸付の判断を行っている方法、特に金融商品の価格決定（そのタイプの商品から生じると予想される信用損失をカバーすることを意図したリスク・プレミアムを含む）と整合しない。また、当該モデルは、予想信用損失の影響を考慮に入れて金融資産及び経済的資本に対するリターンの経済的見通しを立てている多くの金融機関のリスク管理とも整合していない。
- (d) 損失が発生した場合、いつ損失事象が発生したのかが必ずしも明確ではない。発生損失モデルにおける減損損失の認識のハードル（すなわち、損失事象の結果としての客観的証拠）により、実務では大きなばらつきや適用上の問題が生じている。このばらつきにより、比較可能性が著しく損なわれている。
- (e) 一部のケースでは、当初予想が変わっていても、損失が損益に認識される。これは、当初予想信用損失が具体化することにより予想損失が「発生する」場合である。これは、実際には金融資産の質に変化がなかったとしても、悪化していると示すことになるため、誤解を与える財務情報となる。したがって、対象となる経済事象が忠実に表されていない。
- (f) 以前認識していた減損損失をどの時点で戻し入れるかが明確ではない。

BC12 世界的な金融危機により、こうした批判が表出した。2008年10月、世界的な金融危機により生じた財務報告に関する論点に対処する共同アプローチの一環として、当審議会は FASB と共同して金融危機諮問グループ（以下、FCAG）を立ち上げた。FCAG は、財務報告をどのように改善すれば、金融市場における投資家の信頼を高めることができるかを検討するように要請を受けた。FCAG は、2009年7月に報告書を公表した。FCAG はその報告書の中で、貸付金（及びその他の金融商品）に関

連する損失の認識の遅れが、会計基準及びその適用における第一の欠点であると識別した。FCAG が行った提言の 1 つは、将来の見込情報をより多く利用する、発生損失モデルの代わりになる手法を探るというものであった。

- BC13 予想キャッシュ・フロー・アプローチの実行可能性についての「情報提供の要請」（IASB ホームページに 2009 年 6 月に掲載）に対し、多くのコメント提供者は発生損失モデルへの批判を寄せていた。IASB スタッフはアウトリーチ活動を行い、発生損失モデルに対する同様の批判を特定した。
- BC14 発生損失モデルに対する批判を踏まえ、当審議会は償却原価で測定される資産の減損について、代わりとなる 2 つのアプローチを審議した。予想損失アプローチと、公正価値に基づくアプローチである。また、当審議会は、統計的又は「動的」引当アプローチのそれぞれの利点も考慮した。当審議会が予想損失アプローチを提案し、他のアプローチを却下した論拠は以下で述べている。

公正価値に基づく減損

- BC15 当審議会は、減損損失を減損日における金融資産の公正価値を参照して測定するアプローチを検討した。当該アプローチの支持者は、経済的損失が即座に認識されることになるため、公正価値が減損損失の測定値として最もレリバントであると主張した。当審議会は、金融資産の公正価値を使って減損損失を測定することは原価ベースのアプローチと整合しておらず、不必要な複雑性が生じることになるため、当該アプローチを棄却した。
- BC16 償却原価は実効金利法を用いて算定される。実効金利法は、統合的な計算の一部として金融資産の帳簿価額及び収益認識パターンが算定される。また、収益認識で使用される実効金利は、減損損失の測定でも使用される。その意味で、金融資産の帳簿価額、関連する収益認識及び減損の計算は相互に関係していることになる。
- BC17 これは公正価値に基づく減損のアプローチには当てはまらない。当該アプローチにおいて、帳簿価額、収益認識及び減損の関連性は、減損損失を公正価値で測定することにより失われることになる。その結果、予想キャッシュ・フローを資産の帳簿価額に調整する割引率は、実効金利ではなくなり、これは償却原価測定と矛盾する。
- BC18 当審議会は、公正価値に基づく減損アプローチの場合、実質的には条件付きで（すなわち減損の要件が満たされると）公正価値会計が求められることになるという点に留意した。このためには減損トリガーが必要となるため、複雑性が増すことになる。当審議会は、2008 年 3 月のディスカッション・ペーパーに対するコメン

ト提供者の多くが、減損の兆候の適用の難しさを挙げていたことに留意した。

- BC19 また、公正価値に基づく減損のアプローチでは、単一の測定カテゴリーについて、償却原価モデルと公正価値モデルが混在することになる。概念的に非常に異なる2つのモデルを組み合わせるにより、複雑性が大幅に増すことになる。当審議会は、IAS 第39号におけるこの混合アプローチによって、かなりの複雑性や適用上の問題が生じており、信用以外の関連要因の影響について調整するために減損日後の期間に変則的な収益認識が生じていることに留意した。
- BC20 当審議会は、公正価値に基づく減損後に、その時点 (point in time) での公正価値をみなし原価として使うか、それとも信用以外に関連する部分の公正価値の変動を個別に償却するかはのいずれかとせざるを得ないことに留意した。原価ベースを公正価値にリセットするアプローチでは、その時点 (point in time) における新しい実効金利を算定することが求められる。この場合、実質的に減損事象を当該日時点における減損資産の取得であるかのように扱うことになる。さらに減損が生じた場合には、再度原価ベースをリセットし、その代わりに以前の実効金利を再度変更する。このため、収益認識の測定基礎と利息収益との関係は意味がないものになってしまう。
- BC21 その代わりに、収益認識についての実効金利を維持すると、信用以外に関連する部分の公正価値の変動を個別に償却することが求められる。これにより、金融資産の帳簿価額と関連する利息収益との関係が損なわれることになる。さらに減損が生じた場合には、個別に認識された信用以外に関連する金額の償却を調整することが求められるため、当該アプローチの複雑性が増すことになる。

景気循環アプローチ

- BC22 また、当審議会は、企業が1つの景気サイクル全体又は幾つかの景気サイクルをカバーする過去の信用損失データから導き出された統計的パラメーターを用いて金融資産のあるポートフォリオについて減損を見積るという、景気循環 (through-the-cycle) アプローチも検討した。こうしたアプローチの1つである「動的引当金 (dynamic provisioning)」では、「好況時」(信用損失がほとんど識別されない) に引当金を積み増し、不況時 (信用損失が具体化した時) に当該引当金を取り崩すこととなる。当該アプローチの支持者は、このアプローチにより信用損失が早期に認識されることになり、景気サイクル全体にわたり損失がより均等に配分され、プロシクリカリティが軽減されることになると主張している。当審議会は、当該アプローチは、報告期間の期末日に「引当」水準を定めるにあたり、将来の信用損失を予測するために統計情報を使わず、過去の事象のみに依拠することから景気循環 (through-the-cycle) アプローチを棄却した。このアプ

ローチでは、測定日における金融資産の経済特性を反映していない貸倒引当金が計上され、金融資産の当初認識時に減損損失が認識されることになる。

BC23 当審議会は、財務報告の目的は財務諸表の利用者に有用な情報を提供することであるという点に留意した。情報が有用であるためには、情報は中立かつ認識される金融資産の経済特性を表わすものでなければならない。将来の信用損失の予測ではない可能性がある状況のみに基づいて貸倒引当金を認識することは、金融資産の経済特性以外の何かが測定されることを報告することになる。例えば、景気サイクルより短い残存期間を持つ資産に対して信用損失のサイクル平均を適用すると、報告日より後に組成される金融資産、すなわち将来の貸付に関連する信用損失に対しても引当金を計上することになる。

BC24 また、当審議会は、「動的引当金 (dynamic provisioning)」は、金融資産の当初認識時に信用損失のサイクル平均に基づく引当金が計上されることになる点にも留意した。したがって、このアプローチでは、金融資産の当初認識時点で減損損失が認識されることになる。当審議会は、財務報告目的において、金融資産の当初認識時点で問題になっている当該資産から生じる経済損失が存在していなくても損失を認識することは、対象となる経済事象を忠実に表わさないことになると考えている。

提案されているアプローチ

BC25 これらの代替的な減損アプローチの検討後、当審議会は減損を算定するにあたって予想損失アプローチを提案することを決定した。この提案では、企業は実効金利を算定するにあたり、金融資産の予想損失の当初見積りを含めることを求められる。したがって、予想信用損失の当初見積りは、金融資産の予想残存期間にわたり配分されることになる。このため、提案されているアプローチでは、(事後測定に償却原価を使う結果) 当初認識直後に減損損失が発生することにはならない。その代わりに、提案されているアプローチの下では、金融資産の当初認識後に、予想信用損失の見積りに不利な変更が生じた場合にのみ減損損失が発生する。提案されているアプローチには、見積り又は見積りの変更のハードルとして、いかなる指標又はトリガーとなる事象も含まれない。

BC26 当審議会は、提案を作成する前に、特に下記のような、予想損失アプローチを適用する上での運用上の問題について懸念事項を検討した。

(a) 必要とされるシステムの変更は大幅かつ費用のかかるものとなり、適用にあたってかなりの準備期間が必要になる

(b) 提案されているアプローチは変動金利の金融商品にどのように適用されるの

か

(c) 当該アプローチを集合的に適用した場合と個別に適用した場合の相互関係

BC27 そうした懸念についての理解を深めるため、当審議会は 2009 年 6 月に IASB のホームページに、予想損失アプローチの考えられる簡素化も含めた当該アプローチの実行可能性についての「情報提供の要請」を掲載した。当審議会は、89 のコメント・レターを受領した。

BC28 情報提供の要請に対するコメント提供者は、当該プロジェクトを進めるにあたり当審議会が検討すべき様々な論点を挙げていた。これらの懸念は、大まかに以下のカテゴリーに分けることができる。

(a) 提案されているアプローチの適用に関する追加指針又は明確化の要請

(b) 提案されているアプローチの採用に関する費用及び準備期間に対する指摘

(c) 提案されているアプローチの簡素化の提案

BC29 コメント提供者の大多数は、提案されているアプローチを運用することはかなり難しく、適用にあたって相当な費用及び準備期間を要するだろうという点に同意した。コメント提供者は、以下の点も強調していた。

(a) 金融資産の残存期間にわたる予想キャッシュ・フローの見積り（入手困難又は存在しない可能性がある過去データを用いる必要がある）を導き出す難しさ

(b) 実効金利の計算に予想信用損失を組み込むことの難しさ

BC30 予想損失アプローチの適用の難しさや費用に関わらず、当審議会は幾つかの理由から当該アプローチを選好した。見積りの不確実性、及び経営者が重要な仮定や判断を用いる必要性は、金融商品の償却原価測定における予想キャッシュ・フローの見積りに固有の問題ではない。IAS 第 1 号「財務諸表の表示」では、見積りの不確実性の原因についてのセクションで、幾つかの例が挙げられている。例えば、経営者による困難で、主観的、又は複雑な判断を伴う見積りがしばしば必要となる財務報告の他の分野としては、非金融資産の回収可能価額、訴訟の結果に左右されることになる引当金、測定日から数十年後に講じる措置に関連して将来使用可能になる技術を反映させた上で見積る原状回復又は廃棄債務、保険債務及び年金債務の見積りなどがある。また、当審議会は、観察可能な市場価格が入手できない場合にも、公正価値を導き出すには重要な仮定及び判断が必要になることに留意した。

- BC31 当審議会は、提案されているアプローチには、財務報告目的において信用損失の見積り（及びそうした見積りの変更）を考慮する際のハードルとしていかなる指標又はトリガーとなる事象も含まれていないため、本アプローチは現行の規定よりも貸付の決定を忠実に反映するものであると考えている。このため、予想信用損失の当初見積りは、実効金利の算定に含まれることになる。
- BC32 これとは対照的に、IAS 第 39 号に定められる発生損失減損モデルは、実効金利を算定するにあたりいかなる信用損失の見積りも含めることを禁止している。その代わりに、当該モデルにおいては、金融資産の当初認識後に発生した損失事象の結果として減損の客観的な証拠が生じ、かつ当該損失事象の将来キャッシュ・フローに与える影響が信頼性をもって見積ることができる場合にのみ、信用損失は認識される。
- BC33 当審議会は、発生損失モデルの減損損失に関する認識ハードルを取り除くことにより当該減損モデルの幾つかの重大な欠点を取り除かれることに留意した。提案されている減損アプローチでは、IAS 第 39 号に定められる発生損失減損モデルよりも信用損失が早期に認識されることになる（すなわち、信用損失が遅延認識されるという構造的なバイアスが回避され、結果として「急激な影響(cliff effect)」が生じることを防ぐ）。また、提案されている減損アプローチについて適切に表示及び開示を行うことにより、透明性が確保され、財務諸表の利用者が（経済的リターンに影響を及ぼす）信用損失の当初見積りの影響と、（金融資産の信用の質の変化についての情報を提供する）その後の見積りの変更の影響とを区別することができるようになる。さらに、提案されているアプローチは、認識ハードルを取り除くことで、当該ハードルを適用する上での問題や、その結果生じる実務上のばらつきを避けることができる。
- BC34 提案されているアプローチでは、見積り変更前の金融資産の帳簿価額と見積り変更考慮後の同資産の予想キャッシュ・フローの現在価値との差額として、減損損失を測定する。企業は、各測定日において、信用損失の影響を含め、キャッシュ・フローの見積りを見直すことが求められる。見積りの変更の影響は、変更が生じた期の損益に認識される。
- BC35 提案されているアプローチの下では、減損損失の戻入は予想信用損失の見積りに有利な変更が生じた場合に行われることになる。提案されているアプローチには見積りの変更のハードルとしての指標又はトリガーとなる事象が含まれていないことから、見積りが変更すると減損損失が自動的に戻し入れられることになる。
- BC36 当審議会は、金融資産の予想信用損失の当初見積りが実効金利の算定に含まれることから、減損損失が以前に認識されていなかったとしても、予想信用損失の有

利な変更により利得が生じる可能性があるという点に留意した。このため、金融資産の帳簿価額が当初帳簿価額を上回る可能性がある。当審議会は、経済的に見て、帳簿価額のこの増加は信用の質が向上したことによる利得を表わすものであることに留意した。このため、当審議会は、そのような利得は有用な情報であり、よってその認識を除外する理由は見当たらないと考えている。当審議会は、そうした利得の範囲は、当初帳簿価額と、実効金利を使って割り引いた契約キャッシュ・フロー総額の現在価値との差額に本質的に限定されるという点にも留意した。

BC37 また、提案されているアプローチでは、予想信用損失の当初見積りが実効金利の算定に含まれることにより、損失事象が発生する前の期間において、利息収益が構造的に過大計上されることが回避され、当初測定と内的整合性のある事後測定が用いられることになる。

BC38 当審議会は、本公開草案を進めるにあたり、「情報提供の要請」に対してコメント提供者から寄せられた主な懸念の一部に取り組んだ。

(a) 当審議会は、公開草案について目的が強調され、原則主義となる形式を採用することを決定した。多くのコメント提供者は、そのような形式が採用され、企業固有の状況に最適となる解決策を使うことが促されることにより、複雑性が低減し、運用上の問題が緩和することにつながるとしていた。

(b) 本公開草案では、提案されているアプローチを集合的又は個別のベースで適用すること及びそれらの間でのベースの変更について、原則主義のガイダンスを定めている。多くのコメント提供者は、そうした原則主義のガイダンス及び集合的か個別かのベースの選択を企業に認めたことは、運用上の問題を緩和し、(予想信用損失を含む) キャッシュ・フローの見積りを導き出すにあたり最も適切なベースを推奨することになると主張した。コメント提供者の多くは、発生損失モデルとは対照的に、提案されているアプローチに根拠を与える概念では、減損の兆候を個別に示す金融資産について、そのベースを集合的から個別に変更することが求めているという点にも同意した。

(c) また、当審議会は、コメント提供者によって提案された一部の側面を明確化することも決定した。本公開草案では、景気循環を通じた (through-the-cycle) 見積り (B8 項参照) ではなく、(測定日における) 特定時点 (point-in-time) の見積りを使うべきであると明確化している。当審議会の論拠は、「動的引当金 (dynamic provisioning)」について論じた部分で述べたが、すなわち景気循環を通じた (through-the-cycle) 見積りを使うことは、測定日における金融資産の測定、ひいては財務報告全般と整合しない。また、本公開草案では (第 8 項参照)、キャッシュ・フローの見積りは最

頻値（すなわち、最も可能性が高い個別の結果）ではなく、期待値であると明記されている。本公開草案で明確化された他の事項は、企業固有データ及び外部データの使用に関するものである（B7 項参照）。

(d) 当審議会は、提案されているアプローチの簡素化の要請について、本公開草案の適用指針に実務上の簡便法に関するセクションを追加することにより対応した。当該セクションでは、実務上の簡便法を統制する一般原則が幾つか定められている。また、このセクションには、提案されているアプローチに基づくことは、売掛金といった単純な金融商品について必要以上に複雑になるといった懸念に対応する具体的な設例も含まれている。別の設例では、予想信用損失の当初見積りの金融商品の予想残存期間にわたる配分をどのように簡素化できるかということの説明している。

BC39 提案されているアプローチを適用するために相当の準備期間を要するであろうという懸念に取り組むため、当審議会は、本公開草案のイントロダクションの部分で、本公開草案から開発することを計画している IFRS は、公表から約 3 年は強制適用とならない旨を示すことを決定した。

BC40 また、当審議会は、専門家諮問パネルの立ち上げを決定した。当該パネルは、必要となる最終的なガイダンスの範囲及び内容、並びにさらに検討すべき実務上の簡便法について当審議会に助言を行い、提案に対するフィールド・テストの実行において当審議会を支援することになる。

BC41 さらに、当審議会は、提案されているアプローチを変動金利金融商品に対して適用することについても明確化することを決定した。当審議会は、実効金利をリセットすることになるアプローチ、すなわち帳簿価額が割引を解かれると変更後のキャッシュ・フロー見積りになるように実効金利を変更する反復計算は棄却した。当審議会は、実効金利をリセットすることは、償却原価の概念及び対象となる経済事象の両方に整合しない平準化効果をもつという点に留意した。その代わりに当審議会は、帳簿価額が割引を解かれると残りの予想キャッシュ・フローとなるように帳簿価額を調整することを企業に対して求めることとした。当審議会は、この調整は対象となる経済事象（金利に連動した元本の返済）を反映し、償却原価の概念と整合したものであると考えている。

償却原価による事後測定

BC42 当審議会は、減損は償却原価測定 of 不可欠な一部分であることに留意した。このため、本公開草案では、減損についてだけでなく、償却原価測定全体についての規定を提案している。

- BC43 全体的に見て、提案されている減損アプローチは予想信用損失に基づいたものであるため、当該提案では償却原価測定に予想キャッシュ・フロー・アプローチが適用されることになる。IAS 第 39 号に従えば、期限前償還などの償却原価計算のその他のインプットは予想される結果の見積りを既に反映している。当審議会は、そうした意味において、提案されているアプローチにより発生損失モデルによって生じていたアプローチ全体に対する例外が取り除かれることになると考えている。
- BC44 本公開草案では、償却原価測定を目的を明確に示し、償却原価の測定規定を定めるにあたり、より原則主義的なアプローチを提供している。本公開草案には、(IAS 第 39 号よりもバランス良く) 固定金利と変動金利両方の金融商品を取り扱ったガイダンスを含めている。

償却原価測定を目的

- BC45 本公開草案では、償却原価測定を目的を、利息収益又は利息費用を金融商品の予想残存期間にわたり配分することで、当該金融商品の実効利回りに関する情報を提供することである、と定めている。

測定原則

- BC46 公開草案の起草は、原則主義形式を採用するという当審議会の決定を反映している。測定原則は償却原価測定を目的を反映したものである。当該原則は、現在価値計算としての償却原価の計算に係るものであり、2つの主要インプットが用いられる。この2つの主要インプットとは、各測定日における予想キャッシュ・フローと配分メカニズム（すなわち実効金利法）である。
- BC47 当審議会は、当初認識時に設定される実効金利を割引率として使用することは、償却原価が原価ベースの測定であるということを反映している点に留意した。これは、割引に際して現在の市場金利を使う公正価値とは異なっている。
- BC48 これらの各原則には、実務上の簡便法に関するガイダンスと一緒に適用指針が付されている。

表 示

- BC49 当審議会は、予想信用損失の影響を含める前の契約ベースでの利息収益に関する情報が重要であることに留意した。「情報提供の要請」及びスタッフ・アウトリーチ活動に対するコメント提供者は、どちらもこの点を強調していた。例えば、そうした情報は、利息収益と利息費用について比較可能なベースで金利マージン（重要な業績指標である）を計算するために使用される。したがって、当審議会は、

利息収益、利息費用及びキャッシュ・フロー見積りの変更から生じた実績修正に影響を与える異なる要因について透明性を高めるための表示規定を提案することを決定した。

BC50 また、当審議会は、表示及び開示の提案について、財務諸表の利用者からの幅広い批判、及び金融資産の信用の質についてより包括的な情報を求める声に対応することに留意した（BC61 項参照）。

BC51 このため、提案されている表示規定により、予想信用損失の影響を含める前の利息収益、予想信用損失の当初見積りを金融商品の予想残存期間にわたり配分する影響、及び小計としての経済的リターンに関する内訳情報が提供されることになる。さらに、見積りの変更の影響は、個別の表示項目として表示されることになる。

開 示

BC52 本公開草案では、包括利益計算書に表示される金額、信用損失を算定するにあたり使用したインプット及び仮定、並びに償却原価で測定される金融資産の質の開示を求めている。

BC53 当審議会は、財政状態計算書及び包括利益計算書のコличествоは、単独では財務諸表の利用者が企業の財政状態及び業績に金融商品が与える影響、並びに関連するリスク・エクスポージャーを評価するにあたり十分ではないということに留意した。提案されている開示について審議する過程で、当審議会は、それらの開示の多くは財務報告目的でどの減損モデルが使用されるかに関係なく、有用な情報を提供するものであるという点に留意した。このため、当審議会は、減損モデルについての最終的な決定とは関係なく、提案されている開示の多くを義務付ける可能性が高いと示唆した。

引当金勘定

BC54 当審議会は、引当金勘定の使用を義務付けることを決定した。当審議会は、引当金勘定を使わずに金融資産の契約金額をじかに直接減額 (write-off) することは、金融資産の信用の質に関する有用な情報が隠されることになるとのフィードバックを財務諸表の利用者から受けていた。当審議会は、直接減額 (write-off) をじかに行うこと（すなわち、引当金勘定を使用しないこと）は企業間の比較可能性を損なうことに留意した。

BC55 「情報提供の要請」のコメント提供者らは、「実際の」損失に関する情報が有用であると述べた。当審議会は、どのような損失が「実際の」損失であるかを判断す

ることは困難であることに留意した。当審議会は、直接減額（write-off）に関する開示が、「実際の」損失の代わりとして最適であると考えており、関連する開示規定を明確にし、企業間の比較可能性を高めるために直接減額（write-off）について定義すること決定した。

- BC56 当審議会は、引当金勘定の積立についての透明性を高めるため、当該勘定の変動の調整表を提案することを決定した。

見積り及び見積りの変更

- BC57 当審議会は、償却原価を算定するためには重要な判断を含む見積りが必要になることに留意した。透明性を高めるために、当審議会は見積りの変更、合理的に可能な代替的仮定及び見積手法など、インプット及び仮定に関する開示を提案することを決定した。

- BC58 また、当審議会は、見積りの変更が及ぼす影響に関する情報も重要であることにも留意した。したがって、本公開草案では、信用損失に関連する部分を識別することにより、そうした変更の内訳の開示を行うことを提案している。見積りの変更が重要な影響を及ぼす場合、又は特定の要因に起因する場合、さらなる説明が求められる。

- BC59 当審議会は、財務報告の別の分野—保険契約—において、引当金の繰入と実際の結果とを比較した開示が、困難な見積りに関する情報を提供する目的で使用されていることに留意した。当審議会は、見積りに関する開示を強化するため、同様の規定を提案することを決定した。したがって、本公開草案では貸倒引当金の時の経過による繰入残高と累積直接減額（write-off）とを比較した開示を提案している。

ストレス・テスト

- BC60 当審議会は、ストレス・テストに関する情報は有用であり、仮定及び合理的に可能な代替的仮定の影響に関する開示を高める可能性があることに留意した。しかし、当審議会は全ての企業がこの種の情報を作成している訳ではなく、そうした場合、当該情報を義務付けることは非常に重荷になるという点に留意した。このため、当審議会は、企業が社内のリスク管理目的でストレス・テストに関する情報を作成している場合には開示を求めることを決定した。

金融資産の信用の質

- BC61 「情報提供の要請」に対するコメント提供者らは、償却原価で測定される不履行金融資産に関する情報が有用であると提案していた。財務報告においてどの減損

アプローチが使用されるかに関係なく、金融資産の信用の質に関する当該情報により信用の質についての透明性が高まることになる。当審議会には、「90日を超えて」期限が経過しているという目安がますます一般的になりつつあり、当該要件を採用することは企業間の比較可能性を促進することになるとの情報が寄せられていた。こうした主張が説得力のあるものであるということが分かったため、当審議会は、不履行金融資産についての開示を提案し、「不履行」という用語を定義することを決定した。当審議会は、この提案はかなりの期間にわたる多くの財務諸表の利用者からの要求に沿うものであることに留意した。

組成及び満期（ビンテージ）情報

BC62 また、当審議会には、金融商品の組成及び満期に関する情報（「ビンテージ」情報と呼ばれることがしばしばある）が、以下の理由から有用であるとの情報も寄せられていた。

- (a) 利用者が、特定のビンテージに関連する信用リスクを評価できるようになる
- (b) 財務諸表の利用者が行う貸出事業の質の分析が促進される

BC63 したがって、当審議会は、償却原価で測定される金融資産の組成した年及び満期となる年に関する開示を提案することを決定した。

BC64 当審議会は、額面ベースの方が、貸出事業の質の分析のためには有用であるため、当該情報を額面金額で開示することを求める提案を行うことを決定した。当審議会は、帳簿価額を用いると、ポートフォリオが異なるビンテージの資産を含んでいる場合、ポートフォリオのレベルで行われる減損の評価に関して実務上重要な問題が生じることになる点も考慮した。

発効日及び経過規定

発効日

BC65 当審議会は、IFRS を承認する時に提案されている規定の発効日を定める予定にしている。当審議会は、多くの国において翻訳の時間が必要であり、IFRS の強制適用となる規定の導入はしばしば法的拘束力のあるものであることを認識している。さらに、企業は、新しい基準の適用に時間を要することになる。

BC66 当審議会は通常、IFRS の公表から 6 ヶ月から 18 ヶ月後を発効日に設定している。しかし、「情報提供の要請」に寄せられたコメントを踏まえ、当審議会は、公表から約 3 年の間は当該 IFRS を強制適用にはしない予定にしている。これは、提案されているアプローチを適用するには相当の準備期間が必要になるであろうとの当

審議会の認識を反映してのことである。

- BC67 本公開草案では、企業に金融資産の減損及び償却原価全体に関する改善されたガイダンスを適用することを認めるため、当該 IFRS の早期適用を認めることを提案している。当審議会は、多くの金融機関が提案されている規定を早期適用する可能性は低い、金融サービス・セクター以外の企業は早期適用を選択する可能性があるということに留意した。当審議会は、適用のために相当の準備期間を設けることにより、2つの異なる減損アプローチが適格となる期間が長くなるということは承知している。しかし、IAS 第 39 号の発生損失モデルの適用に関して実務ではらつきが見られることを鑑みると、現在、企業間の比較可能性は達成されていないと当審議会は考えている。全体として見れば、より優れた減損モデルの早期適用は、比較可能性の欠如に関する懸念を上回ることになる。

経過規定

- BC68 当審議会は、幾つか別の移行アプローチを検討した。当審議会は、提案されているアプローチへの移行には、最も有用な情報（遡及適用を意味する）と、運用上の困難性及び事後判断（hindsight）を使う可能性（将来に向かったの適用を意味する）とのトレード・オフ関係が存在するという点に留意した。
- BC69 当審議会は、完全な遡及適用を棄却した。提案されているアプローチは、予想信用損失の当初見積りを、実効金利を算定するための重要な見積りとして、よって金融商品の残存期間にわたる利息収益の配分に使っている。当審議会は、多くの企業がこうした見積りを過去に行っていない可能性が高いことに留意した。このため、当審議会は、こうした見積りには、遡及適用を妨げる事後判断（hindsight）がある程度関与することが多いということを懸念した。
- BC70 また、当審議会は、完全な将来に向かったの適用も棄却した。当審議会は、将来に向かったの適用を使用することは、各企業の金融商品の性質によって異なる期間にわたり、提案されているアプローチが「段階的に導入される」ということを指すという点に留意した。このため、将来に向かったの適用を使うと、一部の金融商品の残存期間が長いことにより、発生損失モデルを置き換えるという提案に至ることとなった長年の批判に関わらず、かなり多くの金融商品について発生損失モデルが例外として認められてしまうことになる。当審議会は、そのような「段階導入アプローチ」では、2つの異なる減損モデルを場合によっては長期にわたり並行して適用しなければならなくなる可能性があることにも留意した。これにより、会計システムは2重の性能が必要になり、その運用は困難になる。
- BC71 当審議会は、次のような「カスタマイズした移行アプローチ」を検討した。

- (a) 将来に向かっての適用に関して、要求される情報が事後判断 (hindsight) を行うことなく入手可能であれば遡及適用を選択することを認める例外規定を定める。
- (b) 移行時に、提案されているアプローチ（そのうち遡及適用が適用されていないもの）の適用前に当初認識された金融商品の償却原価を以下のように算定する。
 - (i) 当該金融商品について IAS 第 39 号に従って以前算定された実効金利を割引率として使う（すなわち、提案されているアプローチで要求されているように予想信用損失について実効金利を修正しない）
 - (ii) 提案されているアプローチに従ってキャッシュ・フローの見積りを使う（すなわち、発生するか否かに関わらず、金融商品の残存期間にわたる全ての予想信用損失を含める）

- BC72 当審議会は、より高い割引率（当初予想損失を加味せず算定された実効金利）が予想信用損失を反映したより低い見積キャッシュ・フローに適用されることにより資本にマイナスの影響が生じ、移行後に利息収益にも波及効果が及ぶため、カスタマイズされた移行アプローチを棄却した。しかし、当審議会は、コメントの募集にこの移行アプローチを含め、この代替案についてコメント提供者の見解を求めることにした。
- BC73 当審議会は、以下の境界を有するカラーを使って実効金利をリセットする移行アプローチも審議した。
- (a) リスクフリー金利がフロア
 - (b) 約定金利がキャップ（上限）
- BC74 当審議会は、このアプローチは複雑で、概念上の重大な欠点があり、実務上の困難をもたらすとして棄却した。
- BC75 当審議会は、IAS 第 39 号に従って以前算定された実効金利を調整した金利が提案されているアプローチに従って算定されたであろう実効金利に近似するであろうという狙いから、当該調整を行う移行アプローチを提案することを決定した。当該調整を行うにあたり、企業は、入手可能な全ての過去のデータを使用し、必要に応じて提案されているアプローチに従って予想実効金利が算定されている類似の金融商品（すなわち、移行時近くに組成又は取得された金融商品）に関する情報で補足しなければならない。この原則は、比率分析を用いるなど、別の方法で適用することもできる。

- BC76 当審議会は、有用な情報と運用上の側面（すなわち適用の難しさと費用）とのバランスが最も取れていると考えたため、この移行アプローチを提案することを決定した。
- BC77 移行アプローチが利息収益に与える影響を踏まえ、当審議会は、提案されているアプローチの当初適用が損益に及ぼす影響を説明する特定の開示を提案することを決定した。この影響は、経過規定に従って算定された実効金利と企業の以前の会計方針に従って使用されていた金利との差異から生じるものである。この開示では、その影響が移行調整の金額とどのように関係しているかも示される。

他の IFRS の改訂

- BC78 当審議会は、提案されているアプローチにより IAS 第 39 号の減損の兆候は削除されることに留意した。このため、提案されている改訂により、IAS 第 36 号「資産の減損」に従って関連会社に対する投資について追加の減損損失を認識する必要があるかどうかを判断するにあたり、IAS 第 39 号の減損の兆候を参照して組み込んでいる IAS 第 28 号「関連会社に対する投資」は影響を受けることになる。当審議会は、IAS 第 36 号に定められる減損の兆候を使うことは（IAS 第 28 号を適用するためだけに IAS 第 39 号に定められる減損の兆候を維持するよりも）現行の会計規定を簡素化し、財務報告の複雑性が低減することになると考えた。
- BC79 また、当審議会は、IFRS 第 4 号「保険契約」への改訂も必要かどうかを審議した。IFRS 第 4 号は再保険資産に対して、IAS 第 39 号の発生損失モデルに基づいた減損テストを用いている。しかし、当審議会は、現在行っている保険契約プロジェクトを終了するまでは IFRS 第 4 号の規定を維持するため、今回 IFRS 第 4 号の改訂は行わないことを決定した。当審議会は、再保険資産全体の測定基準を再検討することなく減損アプローチのみを変更することにより、意図しない結果が生じてしまうことも懸念した。

代替的見解

ロバート・P・ガーネット氏及びジェームス・J・ライゼンリング氏の代替的見解

- AV1 ガーネット氏及びライゼンリング氏は、以下の理由から公開草案「金融商品：償却原価及び減損」の公表に反対した。
- AV2 IASB 情報提供の要請（予想損失モデル）「金融資産の減損：予想キャッシュ・フロー・アプローチ」に対するコメント提供者の多くは、提案されたモデルは複雑で、そうしたモデルを導入し、適用する費用は相当なものになるとのコメントを寄せていた。ガーネット氏及びライゼンリング氏は、そのようなコメントは正確なものであると認め、提案されているアプローチではそうした費用を正当化するだけの財務情報向上の便益が期待できないと考えている。また、当該モデルの適用による結果は監査可能なものではなく、よって財務情報として求められる特性である検証可能性は達成されないと考えている。
- AV3 結論の根拠では、BC10 項から BC14 項において現行の発生損失モデルに対する批判、特に発生損失は予想損失に遅延し、よって減損損失として認識される金額は「少なすぎ、遅すぎる」という批判を取り上げている。こうした資産の要求される測定属性が公正価値であるなら、帳簿価額には全期間の予想損失に関する市場予想が確実に反映され、それは認識されるべき損失の最大金額を表わすことになる。しかし、こうした資産が償却原価で測定されることから、当審議会は BC15 項から BC21 項に説明している理由により、公正価値のみを使って減損損失を測定するモデルを棄却した。
- AV4 減損認識の全ての方法は判断を必要とし、いかなるアプローチも利益調整に関する懸念を取り除くことはできない。しかし、ガーネット氏及びライゼンリング氏は、経営者による損失予想は監査することができないため、予想損失モデルは利益調整に対する懸念を増すことになると考えている。損失が発生しているかどうかは、現在の状況に基づき議論することができる。損失が将来の合理的な予想であるかどうかは、実際のほとんどの状況において議論することは実質的に不可能である。
- AV5 また、ガーネット氏及びライゼンリング氏は、提案されている手法は、個別に重要性を有する貸付金に適用することが実務的ではないと懸念しており、同一の性質を有する貸付金のポートフォリオにのみ適用することを認めるべきだと考えている。
- AV6 ガーネット氏及びライゼンリング氏は、償却原価を測定上の属性として維持するのであれば、発生損失モデルは回収可能原価の概念と整合すると考えている。ま

た、現在の状況で見られるより、損失認識の時期を適切に早め、発生損失に対してより現実的な引当金の認識を求めることで、発生損失モデルを洗練することができると考えている。